

## 交付対象水田の見直しについて（水張り5年ルール）

水田活用の直接支払交付金の対象となる「水田」の要件について、見直しがありました。

今後5年間に一度も水張り（水稲作付）が行われない水田は、経営所得安定対策等のうち水田活用の直接支払交付金の**交付対象外**となります。

水張り（水稲作付）は令和4年度から令和8年度のうち必ず1回は行う必要があります。

### ■ 水張りを行っていない水田とは

- ・令和4年度から令和8年度までに、一度も水張り（水稲作付）を行っていない水田
- ・水張り（水稲作付）を行った翌年から5年間、一度も水張り（水稲作付）行っていない水田

(年度)	(例1)	(例2)	(例3)	(例4)
R4	休	休	休	休
R5	休	休	休	休
R6	休	水張り(水稲作付)	休	休
R7	休	休(1年)	休	水張り(水稲作付)
R8	休	休(2年)	水張り(水稲作付)	休(1年)
R9	交付対象外水田	休(3年)	休(1年)	休(2年)
R10		休(4年)	休(2年)	休(3年)
R11		休(5年)	休(3年)	休(4年)
R12		交付対象外水田	休(4年)	水張り(水稲作付)
R13			休(5年)	休(1年)
R14			交付対象外水田	休(2年)

**※一度交付対象外水田となってから水張り（水稲作付）を行っても、交付対象にはなりません。（戻りません。）**

詳しくは（農林水産省資料）「水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しについて」をご覧ください。